

超入門
建築法規
イラスト解説による
(第五版)

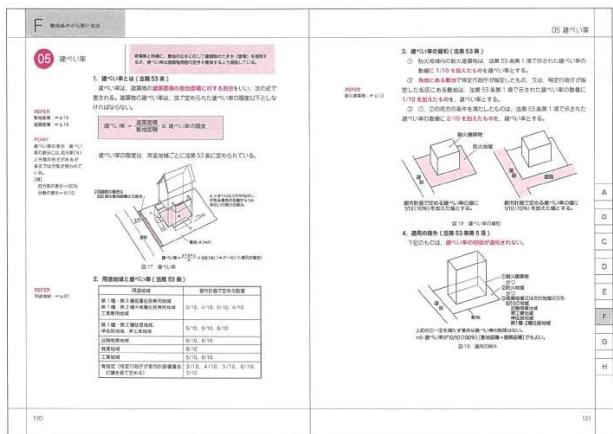
永井孝保・野口則子著

市ヶ谷出版社

本書の構成と使い方

構成

本書は基本的に法令集との対応がしやすいよう、建築基準法の条文の順に構成し、条文では理解しにくいところを図解や一覧表にするなどわかりやすくしています。また、文章での解説を最小限とする代わりに、重要項目や補足的な説明は **POINT** や **Memo** として、また参照とする条文が法令集のどこにあるのかや、本書での参照ページなどは **REFER**（参照）として注に記載しています。



使い方

法規の学習の基本は法令集に慣れることであるため、法令集と本書はセットで取り組むのがよいでしょう。

まずは本書の A から F までを読み進めながら、本文あるいは **REFER** で記載の条文を法令集で確認しながら、法規の全体像をつかむことが大切です。

各单元の最後の演習問題で具体的な計算問題や二級建築士レベルの問題を解くことで、学習の定着が図れます。

ひと通り F まで読み終えたら、H の「**モデルプランによる法チェック**」により、具体的な建物における法規の関わりを学習することで、設計実務にも生かされ、より法規の知識が確実なものとなります。

二級の試験を目指す人は、G の「**その他の関連法規**」にも目を通し、H の「**過去問題**」にチャレンジしてください。試験でどのようなことが問われるのか把握であります。

はじめに
本書の使い方
目次 (CONTENTS)

i	建築物の高さ	17
ii	軒の高さ	18
iii	階 数	19
	地盤面	19
	演習問題	20

A 建築基準法の基礎

01 建築基準法について

1. 建築基準法とは
2. 法の形式と法令用語
3. 建築基準法の目的
4. 建築基準法の概要

02 用語の定義

1. 敷 地
2. 建築物
3. 建 築
4. 大規模な修繕、大規模な模様替え
5. 特殊建築物
6. 建築設備
7. 居 室
8. 地 階
9. 主要構造部
10. 廷焼の恐れのある部分
11. 耐火構造
12. 準耐火構造
13. 防火構造
14. 不燃材料
15. 準不燃材料
16. 難燃材料
17. 耐火建築物
18. 準耐火建築物
19. 構造耐力上主要な部分
20. 防火設備と特定防火設備
21. 無窓居室

03 面積と高さ

1. 敷地面積
2. 建築面積
3. 床面積
4. 延べ面積

04 建築物の設計と手続き

1. 設計に関する用語
 2. 確認申請
 3. 中間検査
 4. 完了検査
- 演習問題

B 建築物の構造耐力に関する法

- 01 構造計算
 1. 構造計算が必要な建築物
 2. 構造計算の種類
 3. 荷重・外力
 4. 許容応力度と材料強度
 5. 構造計算の有無に係わらず適用される規定
 - 02 木 造
 1. 適用の範囲
 2. 土台及び基礎
 3. 杆
 4. はり等の横架材・筋かい
 5. 構造耐力上必要な軸組等(壁量計算)
 6. 構造耐力上主要な部分である縦手又は仕口
 7. 外壁内部等の防腐措置等
- 演習問題

03 その他の構造	41	D 室内環境・建築設備に関する法	
1. 補強コンクリートブロック造	41		
2. 鉄骨造	42	01 居室の採光	58
3. 鉄筋コンクリート造	42	1. 住宅等の居室の採光	58
演習問題	44	2. 居室の種類と開口部の割合	58
		3. 採光に有効な開口部を設けなくてもよい居室	58
		4. 有効採光面積の算定方法	59
		5. 有効採光面積の算定方法の特例	61
		演習問題	63
C 建築物の防火に関する法		02 居室の換気	64
01 大規模建築物等	46	1. 換気の種類	64
1. 大規模の建築物の主要構造部等	46	2. 開口部による居室の換気	64
2. 大規模の木造建築物等の外壁等	46	3. 換気に有効な開口部面積算定方法の特例	65
3. 防火壁等	47	4. 開口部による自然換気が認められない室	65
02 法第 22 条の指定区域	48	03 換気設備	66
1. 法第 22 条の指定区域の屋根	48	1. 換気設備による換気	66
2. 法第 22 条の指定区域の外壁	48	2. 小火使用室の換気設備	67
3. 建築物が法第 22 条の指定区域の内外にわたる場合	48	3. その他、換気設備を必要とする規定	68
4. 漢字	49	4. 機械換気設備の設置例（住宅の場合）	68
03 特殊建築物の耐火建築物等の規定	49	演習問題	69
1. 特殊建築物の耐火性能	49	04 シックハウス対策	70
2. 木造 3 階建共同住宅・学校等の告示による特例	50	1. シックハウスに関する規制について	70
04 防火区画	51	2. クロルビリホスの規制	70
1. 防火区画の種類	51	3. ホルムアルデヒドの規制	71
2. 面積区画	51	4. 換気設備の設置義務（ホルムアル	
3. 高層区画	52	デヒドの排出）	72
4. 窓穴区画	52	5. 適用の除外	74
5. 異種用途区画	53	演習問題	74
6. 防火区画周辺部の構造	54	05 居室の天井の高さ、床の高さ・防湿方法	75
7. 防火区画を貫通する給水管等の措置	54	1. 居室の天井の高さ	75
8. 防火区画を貫通する換気・冷暖房等の設備の風道の措置	54	2. 居室の床の高さ及び防湿方法	75
9. 防火壁及び防火床の構造	55	3. 地階の住宅等の居室	76
10. 建築物の界壁・間仕切壁・隔壁	55	演習問題	77
演習問題	56	D 室内環境・建築設備に関する法	
		01 居室の採光	58
		1. 住宅等の居室の採光	58
		2. 居室の種類と開口部の割合	58
		3. 採光に有効な開口部を設けなくてもよい居室	58
		4. 有効採光面積の算定方法	59
		5. 有効採光面積の算定方法の特例	61
		演習問題	63
		02 居室の換気	64
		1. 換気の種類	64
		2. 開口部による居室の換気	64
		3. 換気に有効な開口部面積算定方法の特例	65
		4. 開口部による自然換気が認められない室	65
		03 換気設備	66
		1. 換気設備による換気	66
		2. 小火使用室の換気設備	67
		3. その他、換気設備を必要とする規定	68
		4. 機械換気設備の設置例（住宅の場合）	68
		演習問題	69
		04 シックハウス対策	70
		1. シックハウスに関する規制について	70
		2. クロルビリホスの規制	70
		3. ホルムアルデヒドの規制	71
		4. 換気設備の設置義務（ホルムアル	
		デヒドの排出）	72
		5. 適用の除外	74
		演習問題	74
		05 居室の天井の高さ、床の高さ・防湿方法	75
		1. 居室の天井の高さ	75
		2. 居室の床の高さ及び防湿方法	75
		3. 地階の住宅等の居室	76
		演習問題	77
		E 建築物の避難に関する法	
		01 内装制限	86
		1. 内装制限を受ける特殊建築物・大規模建築物	86
		2. 内装制限を受ける調理室等	88
		3. 内装制限の適用の除外	88
		4. 建築材料の包含関係	88
		演習問題	89
		02 壁面線	109
		1. 壁面線とは	109
		03 用途制限	110
		1. 建築物の用途規制	110
		2. 用途地域の種類	110
		3. 用途地域内の建築制限	111
		演習問題	114
		04 容積率	115
		1. 容積率とは	115
		2. 用途地域と容積率（指定容積率）	116
		3. 前面道路と容積率	116
		4. 延べ面積の特例	117
		5. 特定道路による緩和	118
		演習問題	119
		05 建蔽率	120
		1. 建蔽率とは	120
		2. 用途地域と建蔽率	120
		3. 建蔽率の緩和	121

4. 適用の除外	121	02 建築関連法	145
5. 敷地が建蔽率の異なる2以上の区域 にまたぐ場合	122	1. 建築士法	145
6. 敷地が防火地域、準防火地域の 内外にわたる場合	122	2. 都市計画法	147
演習問題	123	3. 宅地造成等規制法	147
		4. 品確法	
		(住宅の品質確保の促進等に関する法律)	148
		5. 住宅瑕疵担保履行法 (特定住宅瑕疵担保 責任の履行の確保等に関する法律)	148
06 高さ制限	124	6. 建設業法	149
1. 高さ制限の種類	124	7. 建設リサイクル法 (建設工事に係わる 資材の再資源化等に関する法律)	149
2. 絶対高さの制限	124	8. 消防法	149
3. 道路斜線	125	9. 民 法	149
4. 隣地斜線	129	10. バリアフリー法 (高齢者・障害者等の 移動等の円滑化の促進に関する法律)	150
5. 北側斜線	131		
演習問題	133		
07 日影規制	135		
1. 日影規制とは	135	11. 耐震改修法 (建築物の耐震改修の促進 に関する法律)	150
2. 対象区域	135	演習問題	151
3. 対象建築物	135		
4. 対象日と対象時間	136		
5. 規制を受ける範囲と測定面	137		
6. 紓和規定	138		
		01 モデルプランによる法チェック	154
08 防火・準防火地域	139	02 二級建築士学科Ⅱ法規の問題	160
1. 防火地域と準防火地域	139	1. 二級建築士法規の学習法	160
2. 防火地域・準防火地域内の建築制限	139	2. 過去問題の傾向	160
3. 2以上の地域にわたる場合	140	3. 過去問題	161
演習問題	141		
G その他の関連法規		条文逆引きインデックス	171
01 建築基準関係規定	144	演習問題 解答とワンポイント解説	178
1. 建築基準関係規定	144		

A 建築基準法の基礎

- 01 建築基準法について
- 02 用語の定義
- 03 面積と高さ
- 04 建築物の設計と手続き



庇など建物から1m以上空き出している場合は、先端から1m後退した部分が建築面積に算入されない。(03 面積と高さ)

01 建築基準法について

POINT

法の目的

法律には、その法律がどんな目的で制定されたのかが最初に書かれている。それを読むことで、その法律の趣旨と概要を知ることができる。

建築基準法でも、第1条に法の目的が書かれている。

1. 建築基準法とは

建築物をつくる際、関連する法には、建築基準法・建築士法・建設業法・都市計画法・消防法などさまざまな法律があるが、なかでも建築基準法が中心となっている。

1950年に制定され、社会環境や安全に対する考え方の変化に応じて改正されながら、現在に至っている。

おもな建築に関連した法規

建築物の敷地・構造等の最低基準	・建築基準法
建築士・建設業の業務関連	・建築士法 ・建設業法
都市・市街地の整備関連	・都市計画法 ・都市再開発法 ・土地区画整理法 ・流通業務市街地の整備に関する法律 ・駐車場法
消防関連	・消防法
住宅・宅地関連	・住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法） ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法） ・宅地造成等規制法 ・公営住宅法
環境・衛生関連	・水道法 ・下水道法 ・浄化槽法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
優良建築物の促進関連	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（パリアフリー法） ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・耐震改修促進法
その他	・民法 ・老人福祉法 ・興行場法 ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律

法は条文を100%覚える必要はない、その法のどこにどんなことが書かれているのかを知ることが大切である。また、法律の文章独自の表現を理解する必要がある。

2. 法の形式と法令用語

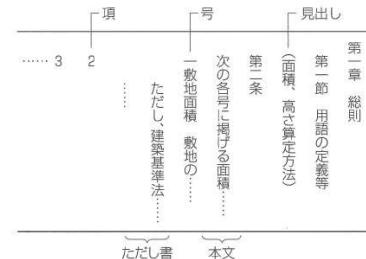
(1) 法令の体系

法令の体系は、以下のように分類される。

全国レベルの法		
法律	国会が制定	建築基準法
政令	内閣が制定	建築基準法施行令
省令	大臣が制定	建築基準法施行規則
告示	大臣等が制定	国土交通省告示
地方ごとに定められる法		
条例	地方公共団体の議会で制定	
規則	地方公共団体の長が制定	

(2) 法令の形式

法令の形式には、一般に条・項・号が用いられる。



「項」は算用数字で表し、「号」は漢数字で表す。
第1項の1は省略し、表記されない。

図1 法の形式

POINT
条文の枝分かれの例

次のように、法第53条の次が54条ではなく53条の2となっている。
【建築面積】
第53条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、以下略）

【建築物の敷地面積】

第53条の2 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において、以下略

① 条

法文の基本で、通常は括弧書きで見出しが付けられ、1条、2条、...と分類している。法改正などで、1条と2条の間に条文を追加する場合は、「1条の2」として枝番で分けている。この場合、1条の2は1条の付属ではなく、独立した条文となる。

② 項

条の中を類似の内容でまとめ、1項、2項、...と算用数字を用いて分類している。

③ 号

項の中をさらに細かく一号、二号、...と漢数字で分類し、さらに分ける必要がある場合は、イ、ロ、ハ、...と細区分している。

POINT

条文にある数値の表し方の例

次のように、以上、以下などの語句が使われている。これは、基準法より、施行令に頻繁にみられる。

令第2条第1項より
二 建築面積 建築物
(地階で地盤面上 1m 以下
にある部分を除く。....
以下略

令第120条第3項より
3 15階以上の階の居室
については、前項本文の
.... 以下略

(3) 法令用語

① 数量・数値

長さ、広さ、高さ、階の数などを表すときに、条文ではその数値を限定的に用いるのではなく、その数値より上か下かで表すことが多い。その際用いる言葉は「以上」、「以下」、「以内」、「未満」、「超える」である。

用語	起算点を含む か含まないか	例
以上	含む	10以上は、10を含む
以下	含む	10以下は、10を含む
以内	含む	10以内は、10を含む
未満	含まない	10未満は、10を含まない
超える	含まない	10を超えるは、10を含まない

② 接続詞など

「及び」と「並びに」は、二つ以上の語句や事項を並べる場合に用い、「及び」は語句を並べる場合に、「並びに」は事項を並べる場合に用いる。

(例)

Ⓐ及びⒷ

→ AとBの両方を指す。

Ⓐ, Ⓑ及びⒷ

→ AとBとCのすべてを指す。

Ⓐ及びⒷ並びにⒷ及びⒷ

→ AとBとCとDのすべてを指す。

「若しくは」と「又は」は、二つ以上の語句や事項を選択的に並べる場合に用い、「若しくは」は、語句を選択的に並べる場合に、「又は」は、事項を選択的に並べる場合に用いる。

(例)

Ⓐ若しくはⒷ

→ AかBのどちらかを指す。

Ⓐ, Ⓑ若しくはⒷ

→ AかBかCの内どれかを指す。

Ⓐ若しくはⒷ又はⒷ若しくはⒹ

→ AかBかCかDの内どれかを指す。

「かつ」は、二つ以上のものが同時に満足されなければならない場合に用いる。

「準用する」は、他の条文をそのまま適用することを意味する。これは、類似の規定を繰り返し記述する煩雑さを避けるためである。

3. 建築基準法の目的(法第1条)

建築基準法の第1条に、この法律の目的が、次のように書かれている。

「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」

このように、この法律は建物の「安全」や国民の「健康」などの最低の基準を定めたものである。

4. 建築基準法の概要

建築基準法は制度規定と実体規定からなり、実体規定は、全国どこに建てる場合でも適用される「単体規定」と、都市計画区域内でのみ提供される「集団規定」に分けられる。さらに末尾には、別表(第1～4)が設けられている。



図2 建築基準法の構成

(1) 制度規定

制度規定は、建築に関する手続き、違反建築物などに対する罰則などを定めたもので、全国どこでも適用される。

(2) 単体規定（第2章）

単体規定は、個々の建築物の制限で、**採光・換気・構造耐力・防火や避難**などがあり、全国どこに建てる場合でも適用される。

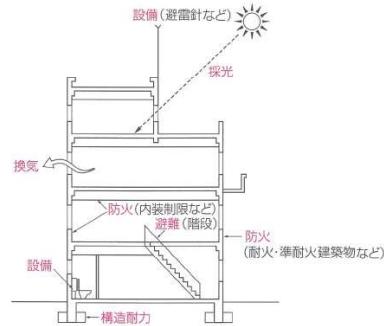


図3 単体規定の例

(3) 集団規定（第3章）

集団規定は、地域・地区に建てる建築物への制限で、**道路や建物の用途**、大きさや形態（容積率、建蔽率、高さ制限など）、外壁の後退距離などを定めた規定であり、都市計画区域・準都市計画区域内に限り適用される。

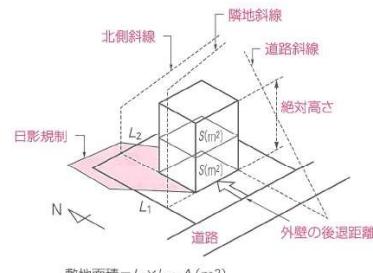


図4 集団規定の例

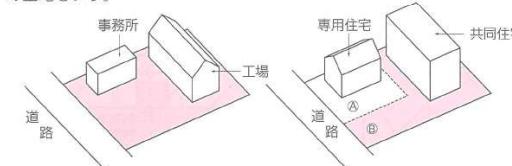
REFER

法第2条
令第1条

法にはその法を正確に理解するために、法のなかで使われる言葉（用語）が定義されている。法を学ぶ第一歩はここからである。

1. 敷地（令第1条一号）

一つの建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。



この場合、二つの建物は合わせて一つの機能を果たすので、一つの敷地内でよい。

この場合、二つの建物は独立し得るので、②、③二つの敷地に分けなければならない。

①用途上不可分のケース

②用途上可分のケース

図5 用途上可分と不可分の例

2. 建築物（法第2条一号）

土地に定着する工作物で、次のもの（2・（1）①～⑤）をいう。

(1) 建築物の種類

① 屋根と柱、又は屋根と壁のあるもの

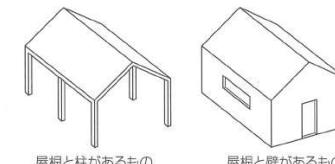


図6 建築物一般

② 屋根と柱（又は屋根と壁）のある建築物に付属する門や堀

③ 観覧のための工作物（野球場や競技場のスタンドなど）

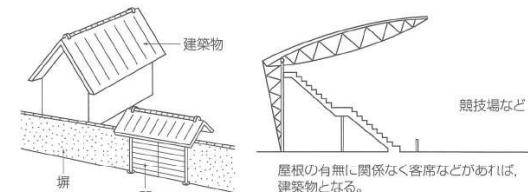


図7 建築物に付属する門や堀



図8 観覧席

- ④ 地下や高架の工作物（地下街・高架鉄道・テレビ塔など）に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など



図9 地下街・高架の工作物

- ⑤ 上記①～④に設けられる建築設備

3. 建築（法第2条十三号）

① 新築

何も建築物の建っていない敷地に、建築物を建てる。

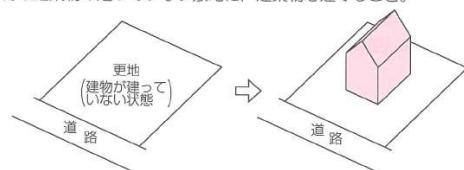


図10 新築

② 改築

一旦建築物を除却し、そのあとへ用途・規模・構造が著しく異なる建築物に建て替えること。

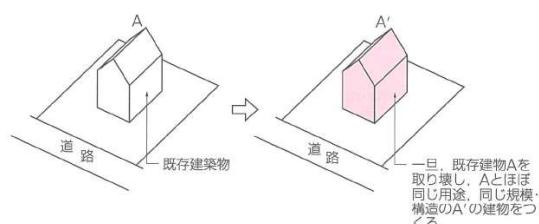


図11 改築

③ 増築

敷地内にすでに建築物があり、さらに建築物が増えること。同一棟の場合も、別棟の場合もある。

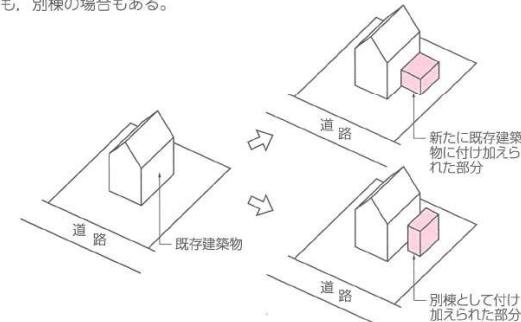


図12 増築

④ 移転

同じ敷地内又は他の敷地に建築物の位置を変えること。別の敷地に移した場合は、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合、現行法規への適用は受けない。

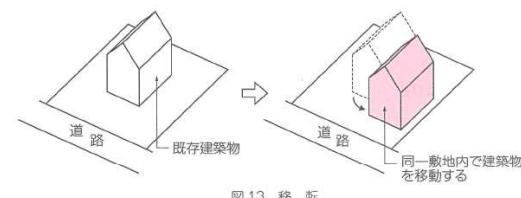


図13 移転

Memo 建築物と建築の違い

建築物は「土地に定着する工作物」としての物理的なものを意味し、建築はものである建築物をつくる行為を意味している。

法規上は、建築は「新築」「改築」「増築」「移転」の4つに分けられている。一般的に使われる、改修ということばは使われない。

REFER

主要構造部: p.11

4. 大規模な修繕、大規模な模様替え（法第2条十四号、十五号）

① 大規模な修繕

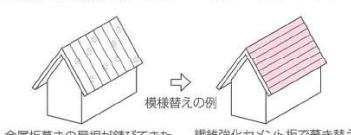
主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

② 大規模な模様替え

主要構造部の一種以上について行う過半の模様替えをいう。

Memo 大規模な修繕と大規模な模様替えの違い

修繕は前と後で材料が同じであり、模様替えは前と後で材料が異なる。



POINT

学校には専修学校及び各種学校を含む。

5. 特殊建築物（法第2条二号）

① 不特定多数人が集まる建築物

劇場・観覧場・集会場など

② 就寝・宿泊を伴う建築物

病院・旅館・共同住宅・寄宿舎・下宿・児童福祉施設など

③ 教育・文化・スポーツに関する建築物

学校・体育館など

④ 商業・サービスに関する建築物

百貨店・展示場・遊技場・公衆浴場・ダンスホールなど

⑤ 大火となりやすい建築物

倉庫など

⑥ 出火の危険性の高い建築物

自動車庫・危険物の貯蔵場

⑦ その他の建築物

と畜場・火葬場・汚物処理場

POINT

ここでいう汚物処理の設備は、一般的には「屎尿処理槽」と呼ばれるもの。

6. 建築設備（法第2条三号）

建築物に設ける電気・ガス・給水・排水・換気・暖房・冷房・消火・排煙・

汚物処理の設備、煙突・昇降機・避雷針をいう。

POINT

人が継続的に使うかどうかで、居室か非居室に分かれる。

居室：

事務室・居間・台所など
非居室：玄関・廊下・階段・浴室
など

7. 居室（法第2条四号）

居住・執務・作業・集会・娯楽その他これらに類する目的のため、継続的に使用する室をいう。

Memo 台所の居室扱いについて

・住宅の台所については、以下の2点を満たせば、居室として扱わないうことができる。

①調理のみに使用し、食事等の用に供していない。

②床面積が小さく、他の部分と間仕切り等で明確に区画されていること。

上記を満足しない台所については、居室として取り扱うものとする。

（建築物の防火避難規定の解説2012より）

8. 地階（令第1条二号）

床が地盤面下にある階で、床から地盤面までの高さが天井高の1/3以上のものという。

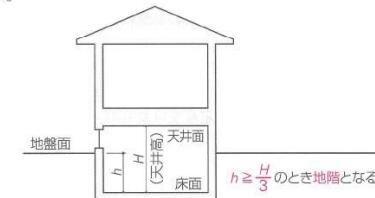


図14 地階

POINT

屋外階段・庇・構造上主要でない間仕切壁などは、主要構造部には含まれない。

9. 主要構造部（法第2条五号）

壁・柱・はり・屋根・床・階段をいう。

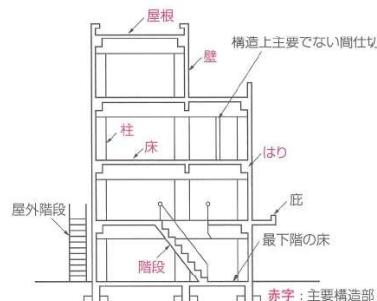


図15 主要構造部

A
B
C
D
E
F
G
H